

参加  
無料

「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の改正について

# トラック運転者の改善基準の改正内容セミナー

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が令和4年12月23日付で改正され令和6年4月1日から適用されます。この改正内容等に関する説明会を開催いたしますので、この機会にぜひご参加ください。

開催日時・参加方法

① 令和5年2月10日(金)  
14:00~15:30

② 令和5年2月22日(水)  
14:00~15:30

(1) **オンライン参加** **各回定員 95名** Zoomによる開催  
(インターネット接続機器・環境とZoom視聴のご準備が必要です。)

2月10日  
オンライン開催分  
申込期限 1月31日(火)



2月22日  
オンライン開催分  
申込期限 2月13日(月)



(2) **会場参加 (2月10日のみ)**

**定員 10名**

京都下労働基準監督署会議室  
(下記「お問合せ先」をご参照  
ください。  
駐車場はございません。)

申込期限 1月31日(火)



※ 定員に達し次第、受付終了となります。  
※ 2月22日につきましては  
**オンライン配信のみ**の開催  
となります。

対象

貨物自動車運送業を営む京都下労働基準監督署管内事業場（※ **管轄外・貨物自動車運送業以外の業種でも参加可能です。** 定員を超える申込があった場合上記対象を優先参加とすることがあります。）

内容

- 1 「自動車運転者（トラック）の労働時間等の改善のための基準」の改正内容について
- 2 運輸業の働き方改革への取り組み事例紹介
- 3 「同一労働同一賃金」について

説明担当：京都下労働基準監督署担当官、京都働き方改革推進支援センター

申込方法

申込先：「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

「会社名・事業場名」「事業場所在地」「参加者氏名」「メールアドレス」「連絡担当者氏名」等をご送信ください。申込完了メールにて参加 URL 等お送りします。

（上記の2次元コードから、各回の参加申込ページに直接アクセスできます。）

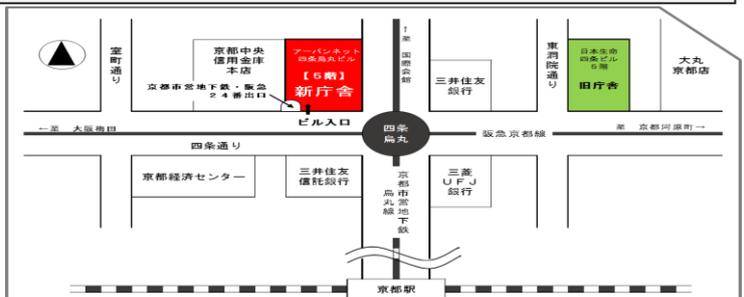
お問合せ先

京都下労働基準監督署

TEL:075-254-3196

〒600-8009 京都市下京区四条通  
室町東入函谷鉾町 101 番地 アーバン  
ネット四条烏丸ビル 5 階

\* R4.6.27 から住所移転しております



※ 新型コロナウイルス感染症まん延状況等により、中止・オンラインのみ開催等とする場合があります。

主催：京都下労働基準監督署 共催：京都働き方改革推進支援センター